

新潟市消防職員体力測定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防職員安全衛生管理規程（昭和61年消防局訓令第6号。以下「規程」という。）第46条に基づき実施する本市消防職員（以下「職員」という。）の体力測定（以下「測定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 測定は、職員に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化に対する意欲を喚起するとともに、得られた結果を基に消防職員の体力水準向上のための施策を推進し、もって消防職員としての必要な体力の維持向上及び健康の保持、増進に資することを目的とする。

(対象職員)

第3条 測定は、次の各号に掲げる者以外の全消防吏員について実施する。

- (1) 新潟県消防学校初任科入校中の職員
- (2) 派遣及び出向中の職員
- (3) 休職中の職員
- (4) 停職中の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康上の理由等により測定を実施することが困難であると規程第17条に定める安全衛生委員会の委員長（以下「委員長」という。）が認めた職員

(測定種目)

第4条 測定の種目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 握力
- (2) 上体起こし
- (3) 長座体前屈
- (4) 反復横とび
- (5) 20mシャトルラン
- (6) 立ち幅とび

(測定方法)

第5条 測定方法及び評価基準は、文部科学省新体力テスト実施要項（年齢に関わらず「20歳～64歳対象」による。）によるものとする。

- 2 測定は、原則全種目を同一日に継続して実施し、被測定者数、用具数等を考慮するとともに、それぞれの測定値が相互に悪影響を与えないように実施する。
- 3 シャトルランを最後に実施する以外は、各測定種目の実施順序について定めない。
- 4 組分けは、測定する人員等により班編成を行い、各班は原則2名1組制とし、相互が被測定者、補助者と交代で測定する等効果的に行うものとする。

(実施時期等)

第6条 測定は、毎年度11月末日までに1回行うものとする。

- 2 測定は、原則当務日または日勤日で実施する。

(実施機関等)

第7条 測定は、安全衛生委員会ごとに、委員長の管理監督のもと実施するものとし、実施場所は各安全衛生委員会で指定する場所とする。

(測定責任者)

第8条 測定責任者は安全管理者及び衛生管理者とし、次の各号に掲げる安全衛生管理等の必要な業務を行わなければならない。

- (1) 測定当日における職員の健康状態の把握
- (2) 測定管理者の業務管理
- (3) その他測定時における安全衛生管理上必要な事項

(測定管理者)

第9条 測定管理者は各係長または署当直司令とし、次の各号に掲げる安全衛生管理等の必要な業務を行わなければならない。

- (1) 測定当日における職員の健康状態の調査
- (2) 測定機器類の安全確認
- (3) 準備運動の実施
- (4) 測定時の監視
- (5) その他測定時における安全衛生管理上必要な事項
- (6) 測定結果の集計

2 測定管理者は、前項第1号の調査により測定を実施することができないと判断したときは、当該職員の測定を中止させなければならない。

3 職員は、既往病及び当日の健康状態を測定管理者に申し出るとともに、体調に不安があるときは、測定の延期又は中止を求めなければならない。

(測定の記録及び結果報告)

第10条 実施職員は、測定の結果を別記様式1に記録（同様式2枚を作成）のうえ、1枚は個人保管し、他の1枚は測定管理者に提出しなければならない。

2 前項の提出を受けた測定管理者は、測定の結果を別記様式2及び別記様式3に取りまとめ、委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、測定の結果を別記様式4に記録し、速やかに所属長及び総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、測定の結果を踏まえ、日頃から体力の維持向上、健康管理等に積極的に努めなければならない。

(補足)

第12条 測定結果等の個人情報、本人の同意のないままみだりに公開し、又は漏えいさせてはならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画人事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

体力測定結果記録表

職員番号	勤務形態	所属	氏名	年齢 ※	性別
------	------	----	----	---------	----

※年度末時点

項目		記録		得点
握力	右	1回目 kg	2回目 kg	
	左	1回目 kg	2回目 kg	
	平均	kg ※(右最大値+左最大値)÷2		
上体起こし		回		
長座体前屈		1回目 cm	2回目 cm	
反復横とび		1回目 点	2回目 点	
20mシャトルラン		折り返し数 回		
立ち幅とび		1回目 cm	2回目 cm	
全種目実施者のみ		総 合 得 点		
		総 合 評 価 (A、B、C、D、E)		
		体 力 年 齢		

< 未 実 施 理 由 > 安全衛生委員長 	< 未 実 施 種 目 >	
		握力
		上体起こし
		長座体前屈
		反復横とび
		20mシャトルラン
		立ち幅跳び

※ 小数点以下は切り捨てること。

※ 安全衛生委員長は、健康上の理由等により測定を実施することが困難であると認められる場合のみ、署名または記名押印をすること。

※ 実施者は、この様式を2枚作成すること。

所属名 ()

体力測定表

No.	職員番号	氏名	性別	年齢	握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横とび(点)		シャトルラン(回)		立ち幅とび(cm)		総合得点	総合評価	体力年齢
					記録	得点	記録	得点	記録	得点	記録	得点	記録	得点	記録	得点			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
32																			
33																			
34																			
35																			
36																			
37																			
38																			
39																			
40																			

※ 必要により行を追加すること。

	総数	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	シャトルラン(回)	立ち幅とび(cm)	総合得点
男性最高値	0 人	0	0	0	0	0	0	0
男性最低値		0	0	0	0	0	0	0
男性平均値		0	0	0	0	0	0	0
女性最高値	0 人	0	0	0	0	0	0	0
女性最低値		0	0	0	0	0	0	0
女性平均値		0	0	0	0	0	0	0

	A	B	C	D	E
総合評価別人数	0	0	0	0	0
総合評価別割合	0	0	0	0	0

体力測定未実施者記録表

	所属	職員番号	氏名	第3条該当(※)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ 要綱第3条各号の該当号を記載すること。
別記様式1の未実施種目がある職員を記載すること。

第 号
年 月 日

様

(所属名) 安全衛生委員長

体力測定結果報告書

標記について、下記のとおり実施したので報告します。

記

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施場所			
実施者数	人 (※1)	未実施者	人 (※2)
実施結果	別記様式2のとおり		
未実施者	別記様式3のとおり		
備考			

※1 全種目実施の職員数を記載すること。

※2 別記様式1の未実施種目がある職員数を記載すること。